

## ガス溶接技能講習

可燃性ガス及び、酸素を用いて行う溶接、溶断の作業は、各現場において広く行われており、これらの作業中に使用される装置の欠陥や作業方法の不適切などにより、大きな爆発や火災がしばしば発生しています。

このような見地から、労働安全衛生法に基づく労働安全衛生規則では、可燃性ガスと酸素を用いて行う金属の溶接・溶断・加熱の作業に従事する者は、原則としてガス溶接技能講習の修了者でなければなりません。

### 根拠法令

労働安全衛生法 第 61 条-1 より政令第 20 条 10 号

可燃性ガス及び酸素を用いて行う金属の溶接、溶断又は加熱の業務  
注) 可燃性ガスとは、プロパンガス、都市ガス、アセチレンガス等

労働安全衛生規則第 83 条 ガス溶接技能講習規程(労働省告示第 110 号)に基づく講習です。

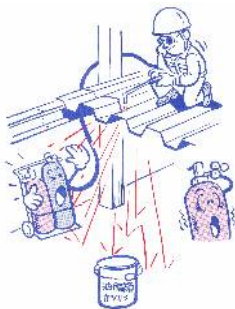
■講習日数 2 日間 (学科 1 日・実技 1 日) **土日開催**

■講習科目

学科	設備の構造・取扱いの知識	4 h
	可燃性ガス及び酸素の知識	3 h
	関係法令	1 h
	学科試験	1 h
実技	ガス溶接等の設備の取扱	5 h

■講習料金 受講料 12,400 円 テキスト代 720 円 計 13,120 円

■講習会場 講習月日により異なる場所になりますので日程表にて確認願います。



可燃性ガス（アセチレン・LPG など）と酸素をもちいての溶接、溶断作業に必要になります。建設現場では主に、**解体時の溶断作業**に使用したり、設備関係では、**銅管パイプのろうづけ作業**をするのに必要になります。この講習では正しい溶接器具の取扱、火災の調整、火口の交換方法など逆火、爆発事故をおこさない為の正しい取扱を修得します。